

運動部活動の地域展開を踏まえた 公認スポーツ指導者の養成に関する連携協定書

福岡県（以下「甲」という）と公益財団法人日本スポーツ協会（以下「乙」という）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

記

（目的）

第1条 本協定は、運動部活動の地域展開を踏まえ、甲及び乙が緊密な連携を図ることで、乙が認定する公認スポーツ指導者（以下「公認スポーツ指導者」という）の養成を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 前条の目的を達成するため、甲及び乙は次の事項に取り組むものとする。

- (1) 甲は、甲が独自に実施する研修の修了者に対して、乙が養成する公認スポーツ指導者の資格取得を促す。
- (2) 乙は、甲の研修プログラムを、乙の公認スポーツ指導者の養成プログラムに連動させるため、甲とともに課題等の解決を目指した実証実験を行う。

（機密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく諸業務を通じて知り得た情報について、本協定の有効期間に関わらず、正当な理由なくして第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に各々で合意した場合は、第三者に対し、本協定について知り得た情報を提供することができる。

（協定内容の変更）

第4条 甲及び乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から、文部科学省が定める部活動の改革実行期間（前期）が終了する令和11年3月31日までとする。

2 本協定の更新については、令和11年3月31日までに、甲、乙が協議の上、定めるこ^ととする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲及び乙の協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙のそれぞれが記名押印の上、各自
その1通を保有する。

令和8年2月1日

福岡県（甲）

知事

公益財団法人日本スポーツ協会（乙）

会長

スポーツ局長

専務理事
